

(一関市大東コミュニティセンター条例の一部改正)

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
利用区分	単位	使用料		利用区分	単位	使用料	
		基本使用料	冷暖房料			基本使用料	冷暖房料
調理実習室	1時間	200円	<u>50円</u>	調理実習室	1時間	200円	<u>40円</u>
楽屋		<u>200円</u>	<u>50円</u>	楽屋		<u>300円</u>	<u>60円</u>
第1研修室		<u>400円</u>	<u>100円</u>	第1研修室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
第2研修室		<u>600円</u>	<u>150円</u>	第2研修室		<u>700円</u>	<u>140円</u>
和室		600円	<u>150円</u>	和室		600円	<u>120円</u>
ホール		<u>1,700円</u>	実費を基準として別に定める。	多目的ホール		<u>1,800円</u>	実費を基準として別に定める。
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							